仁徳天皇陵古墳とその周囲に配された中小古墳群
復元イメージと今日の俯瞰写真

第 4 章

保全状況と資産に与える影響

4.a　現在の保存状況

4.b　資産に与える影響の要因

4. 保全状況と資産に与える影響

4.a　現在の保存状況

（ i ）資産の保存状況

資産は 45 件の構成資産からなるシリアル・プロパティであり、国、地方公共団体又は民間所有者によって適切に管理されており、全体として保存状態は良好である。

資産に含まれる陵墓は天皇及び皇族の墓所であるため、一部については参拝のために拝所が設けられている。宮内庁が保存状態のモニタリングのために巡回を行う以外に、墳丘や濠へ立ち入ることは原則として禁止されているため、人為的な影響を受けることはない。

陵墓以外の構成資産は、文化財保護法のもとに地方公共団体や民間所有者が保存管理計画を策定して適切に維持管理を行っている。また、現状変更は、原則的に禁止であり、保全のために必要な措置として整備等が実施される場合であっても、厳密な審査を経た上で政府（文化庁長官）の許可を得ることが必要となるものであり、資産が負の影響を受けることはない。

構成資産はすべて墳墓であり、墳丘や濠等の崩落や変形、また樹木や濠水の恒常的な観察が実施されている（付属資料 1.b「各構成資産に適用される資産管理方針」参照）。また、墳丘上の植生の状態は構成資産ごとに異なるが、樹木が繁茂している構成資産では、遺構が確実に保全

されるよう、状況に応じて剪定、伐採の措置がとられ、良好な保存状態が維持されている。周濠を有する古墳では、水際での墳丘の浸食状況を観察の上、必要に応じて遺構への影響がないように保全工事が実施されており、適切な状態が維持されている。

その他、墳丘上もしくは周濠内において資産に影響を与える要因となりうる行為が計画された際には、顕著な普遍的価値の保護の観点から事前に評価を行い、資産の適切な保全状況の維持と，永続的に良好な状態での継承が担保されるように努めている。

（ii）構成資産の日常的管理手法

構成資産の日常的管理については、それぞれの管理者が巡回を通して状況を観察したうえで、下記の通り実施する。

植　生

墳丘の樹木については、現状維持を基本に、倒木による墳丘への影響、周辺建築物への影響がある場合には枯損木の伐採、剪定、危険木の除去を行っている。樹木の繁茂により下草の成長が妨げられている場合には、剪定等を行っている。また、濠水を湛える構成資産では、水生植物が繁茂した場合、除草を行っている。

濠　水

濠水を湛え、水位変動や波浪により、墳丘や堤の浸食等の可能性がある古墳については、水位の把握及び調整を行うとともに、護岸工事などの対策を検討・実施している。濠水の滞留や生活排水の流入などによる水質汚濁については、関係市が水質検査を実施し、下水道整備や井戸水の導水など対策を検討している。

史跡に指定されている古墳においては、関係市（堺市、羽曳野市、藤井寺市）が水質検査を継続的に実施していく[1]。

1. 陵墓では、関係市の協力を得て水質検査の実績をふまえつつ（英語の直訳は「試験的な水質実験を実施し」）、宮内庁との継続的な実施に向けて検討している。

管理や祭祀のための施設

陵墓では、宮内庁が拝所を構成する施設（鳥居・燈籠・扉・石柵・手水鉢等）、構成資産の管理に必要な施設（事務所･柵･説明板･注意看板等）及び濠水の管理に必要な施設（樋門・余水吐け等）など、付随施設の維持管理を行っている。史跡では、各構成資産の資産管理者が管理に必要な施設（柵や標柱等）について維持管理を行っている。以上のような日常的な管理に加え、その機能を維持するために施設の更新・改修を行う場合も、地中の遺構や遺物への影響を確実に排除した内容と古墳の景観を阻害しないようデザインにも配慮したうえで､文化財保護法（1950 年）に基づく「現状変更」申請の手続きを行い、許可を得て実施している。

（iii）構成資産の保存状況

構成資産の古墳は、樹木に覆われ、大きな丘のように見えるものもあれば、公園内にある身近な築山に見えるようなものまで、様々な姿を見せている。各構成資産の現時点における保存状況については以下の通りである（付属資料 1.a「包括的保存管理計画」、3.d「調査履歴一覧」および 4.b「整備履歴一覧」参照）。

構成資産 1 反正天皇陵古墳

百舌鳥エリアの最北部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

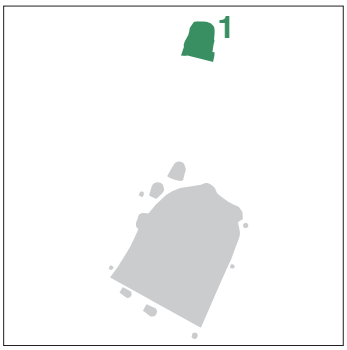

濠は水を湛えているが、現在のところ墳丘への悪影響はみられない。水の出入りがない状況であることから、降雨時には水位に特に注意して巡回を行っている。

また、墳丘上の樹木の構成資産への影響が予想されるが、定期的な巡回により枯損木を把握して伐採を行うことで、倒木等による遺構の損壊を防止しているほか、間伐を進めている。堤上の樹木については、枯損木の伐採に加え、隣接する民家等へ影響を与える可能性のある危険木の処理も実施しており、巡回によってそのような危険木の把握に努めている。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所や柵が設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 2　仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳

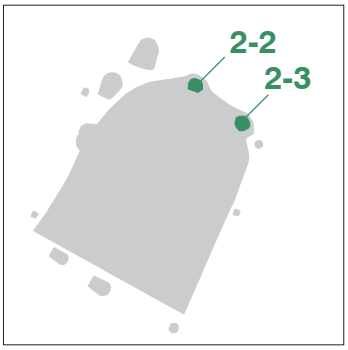

百舌鳥エリアの中心部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。濠水による墳丘裾部・堤の浸食が見られるが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

仁徳天皇陵古墳には、三重に巡る濠があり、いずれの濠も水を湛えている。濠水は、増水時には溢水の懸念があることから、巡回時に重点的に余水吐け周辺を確認しており、濠水が構成資産への負の影響を与えることを未然に防止している。

また、墳丘上の樹木については、巡回を行うことにより枯損木を把握して伐採を行い、倒木等による遺構の損壊を防止しているほか、雑木の除去といった間伐を進めている。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な事務所や柵が設置されている。

祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。なお、仁徳天皇陵古墳の拝所や堤上については、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

仁徳天皇陵古墳の堤上に所在する円墳の茶山古墳及び大安寺山古墳についても、墳丘上の樹木の状態を巡回して把握しており、枯損木は伐採している。墳丘への立ち入りは禁止し、厳重な管理を行っているため、墳丘の遺存状況は良好である。

構成資産 3 永山古墳

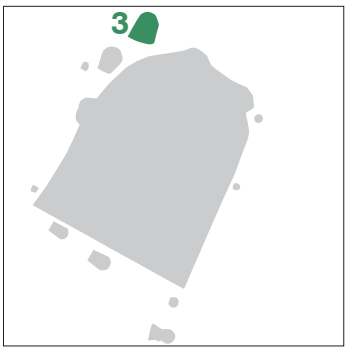

仁徳天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として管理し、濠は堺市が史跡として管理している。

濠水による墳丘裾部の一部浸食が認められるが、墳丘への立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況はおおむね良好である。

なお、墳丘上の樹木が構成資産へ影響が与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

構成資産 4 源右衛門山古墳
構成資産 9 銅亀山古墳
構成資産 10 菰山塚古墳

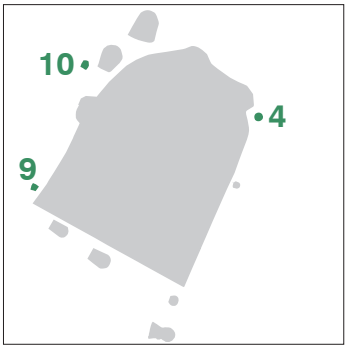

円墳の源右衛門山古墳、方墳の銅亀山古墳、帆立貝形墳の菰山塚古墳は、三基ともに仁徳天皇陵古墳の周囲に位置する古墳であり、宮内庁が陵墓として管理し、墳丘への立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

それぞれの墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることが予想されるが、巡回により、枯損木や隣接する民家へ影響を与える可能性のある危険木は伐採し、構成資産への負の影響は未然に防止している。

なお、各構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているが、その改修を行う場合には遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 5 塚廻古墳

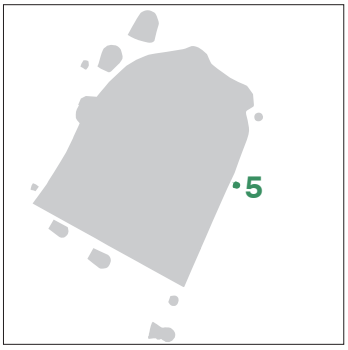

仁徳天皇陵古墳の東側に位置する円墳で、堺市が史跡として管理している。

墳丘の遺存状況は良好である。遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されており、発掘調査によって埋葬施設や埴輪列の存在が確認されている。

墳丘上に高木が生えているため、倒木による構成資産への影響が予想

されるが、巡回により枯損木を把握し、伐採・剪定の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供するための説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 6 収塚古墳

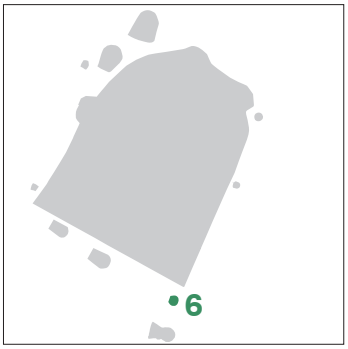

仁徳天皇陵古墳の南東隅部、都市公園（大仙公園）の計画地内に位置する帆立貝形墳で、後円部は堺市が史跡として管理している。墳丘の前方部が改変を受けているが、後円部の遺存状況は良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上に高木が生え、笹類も繁茂しており、倒木による構成資産への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握し伐採等の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供するための説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産内にはフェンス設置のためにコンクリート構造物が設置されたが、設置の過程で墳丘や遺構への影響はなく、今後撤去する予定である。

構成資産 7 孫太夫山古墳
構成資産 8 竜佐山古墳

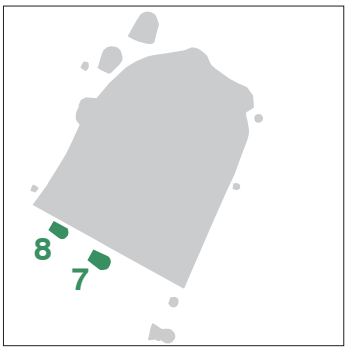

2 基とも仁徳天皇陵古墳南隣の大仙公園に所在する帆立貝形墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市が史跡として管理し、墳丘への立ち入りを禁止する管理をしている。

孫大夫山古墳については、墳丘前方部の上部が改変されているが、墳

丘後円部の保存状況は良好である。竜佐山古墳については、墳丘の遺存状況は良好である。

二基とも、大仙公園の整備を行う際に、盛土を施した上で濠の復元整備を実施し、現在は濠の水を湛えているが、護岸等の浸食対策を行ったため、濠水が遺構に影響を与えることはない。

墳丘上の樹木による資産への影響を与えることが予想されるが、巡回により枯損木を把握して伐採を行っており、構成資産への影響を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

構成資産 11 丸保山古墳

仁徳天皇陵古墳の後円部西側に位置する帆立貝形墳であり、墳丘後円部は宮内庁が陵墓及び史跡、墳丘前方部及び濠は堺市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の一部浸食や 1950 年代の住宅建設による墳丘前方部上面の改変が認められるが、構成資産への立ち入りを禁止することにより、墳丘後円部の保存状況は良好である。

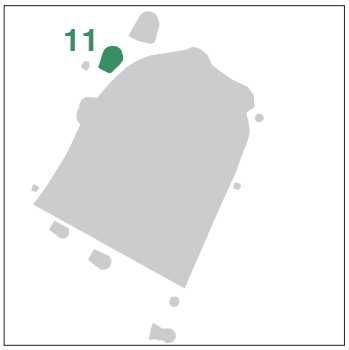

後円部の樹木が構成資産へ影響を与えることが予想されるが、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等の情報を提供する説明板を設置しているが、それらの改修等を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

墳丘前方部には住宅建設のために基礎や配管、コンクリート枠の井戸が設置されたが、今後撤去する予定である。

構成資産 12 長塚古墳

仁徳天皇陵古墳の南東側に位置する前方後円墳で、堺市が史跡として管理している。

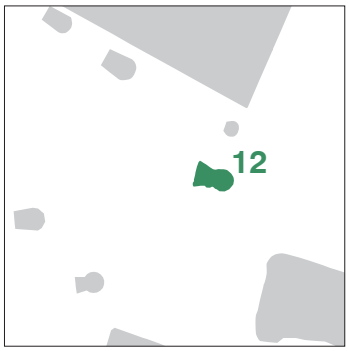

地表面には墳丘のみが見られるが、立入防止柵を設置し、墳丘への立

ち入りを制限していることから、墳丘の遺存状況は良好である。遺構、遺物は地下に良好な状態で保存されており、レーダー探査により埋葬施設の存在が確認されている。

墳丘上には高木が生えているため、倒木による構成資産への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握、伐採の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

区画等に用いられたコンクリート構造物が設置されたが、設置の過程で墳丘や遺構への影響はなく、今後撤去する予定である。

構成資産 13 旗塚古墳

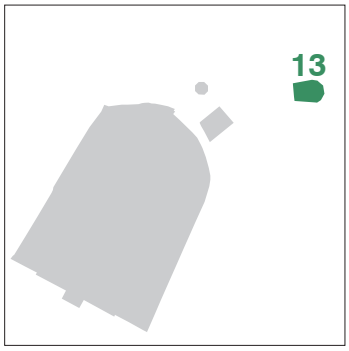

仁徳天皇陵古墳の南隣に広がる都市公園（大仙公園）内に位置する帆立貝形墳で、堺市が史跡として管理している。墳丘の一部は改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

濠は、公園の水生・湿性植物園として修景され、墳丘裾は玉石により墳丘整備を行ったため、一部に水を湛えているが、濠水が墳丘に影響を与えることはない。

墳丘上の樹木は、公園の森林推移実験見本園として観察が行われていたため、樹木の密生が著しいことから遺構への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握、伐採の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、標柱等を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

公園整備のため園路・コンクリートブロックが設置されたが、今後撤去する必要がある。

構成資産 14 銭塚古墳

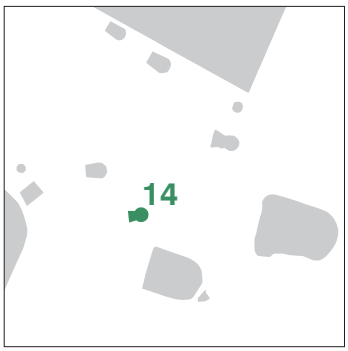

大阪府立堺支援学校の敷地内に位置する帆立貝形墳で、大阪府が史跡として管理している。

墳丘後円部の上部及び前方部は改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって後円部テラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、調査成果による墳丘の復元範囲を明示する擁壁を設置しているほか、来訪者への史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 15 履中天皇陵古墳

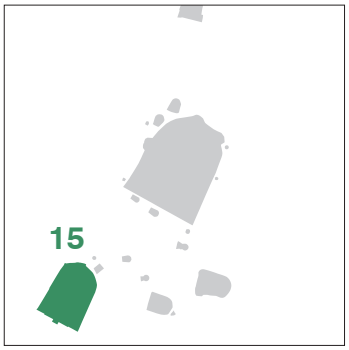

百舌鳥エリアの西南部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。濠水による墳丘裾の浸食が見られるが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えており、一時的に水位を下げた状態とすることによって、濠水が構成資産への負の影響を与えることを未然に防いでいる。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されているが、祭祀

や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 16 寺山南山古墳

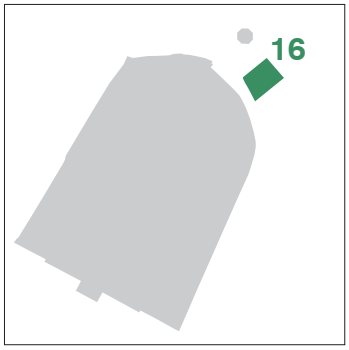

履中天皇陵古墳の北東側に位置する方墳で、堺市が史跡として管理している。墳丘上部は 1961 年頃の住宅建設より墳丘上部が削平されたが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、住宅建設で用いられたフェンスやブロック塀が設置されたが、今後撤去を予定している。

構成資産 17 七観音古墳

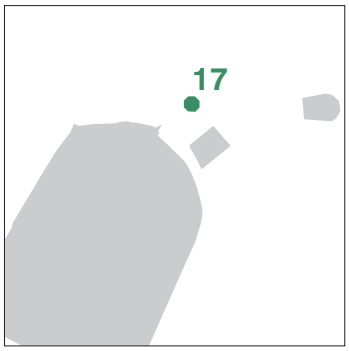

履中天皇陵古墳の北東側に位置する円墳で、堺市が史跡として管理している。史跡指定以前に都市公園として整備された際に、現存する墳丘の上に保護のための盛土が施された。発掘調査によって墳丘盛土が確認され、盛土下に墳丘が良好に保護されている。

墳丘上の植生は、公園整備の際に植栽されたツツジのほか、近年は笹類の繁茂が進んでいるが、保護盛土があるため、構成資産に影響を与えることはない。

なお、構成資産の管理上必要な標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらを改修する場合、工事にあたっては、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 18 いたすけ古墳

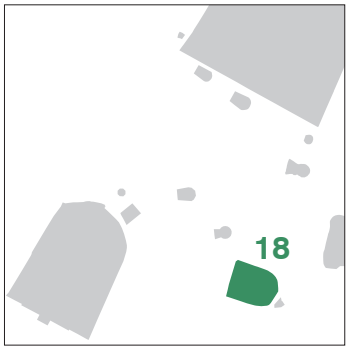

百舌鳥エリアの中央部に位置する前方後円墳で、堺市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の浸食が認められるが、濠の周りに立ち入り防止柵を設定し、墳丘への立ち入りを禁止していることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の植生は、墳丘裾部での樹木の傾斜や竹林の転倒が進行し、遺構への影響が予想される樹木の伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

濠に残された橋梁は、古墳が破壊の危機に瀕した際の負の遺産として残し、市民による保存運動が史跡指定を実現したモニュメントとして、当面は現状のまま保存する。

構成資産 19 善右ヱ門山古墳

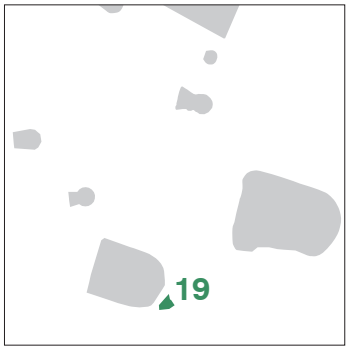

いたすけ古墳の南東側に位置する方墳で、民間所有者が史跡として管理している。民有地の特別養護老人ホーム敷地内の緑地として保存され、墳丘上部は削平を受けているが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 20 御廟山古墳

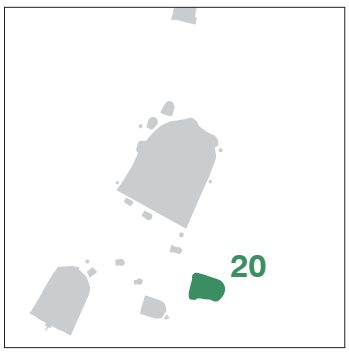

百舌鳥エリア中央部に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市と民間所有者が管理し、構成資産への立ち入りを禁止しているため、人為的な影響を受けることは無い。

かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2009 年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。新たな植林は実施していない。

構成資産 21 ニサンザイ古墳

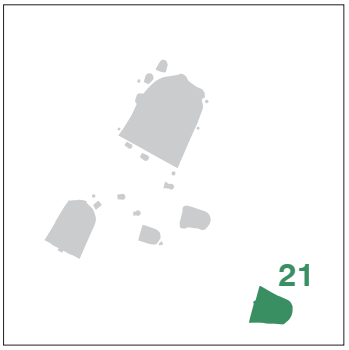

百舌鳥エリアの東南端に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市が史跡として管理し、構成資産への立ち入りを禁止しているため、人為的な影響を受けることは無い。

かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2014 年から 2016 年にかけて護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。新たな植林は実施していない。

なお、構成資産の管理上、柵を設置しているが、それらの改修等を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 22 津堂城山古墳

古市エリアの北端に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として墳丘・内濠・内堤を管理しているほか、宮内庁が陵墓として墳丘後円部の一部を管理している。

中世に山城として転用され墳丘形状に若干の改変が加えられ、濠の一部は江戸時代の水田開発により埋め立てられているが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。1912 年に後円部頂上から埋葬施設が発見された。また、発掘調査により、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されていることが判明している。

墳丘の周囲には濠と堤が巡るが、濠は埋没保存され、地表の植栽表示で範囲を示している。

また、墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 23 仲哀天皇陵古墳

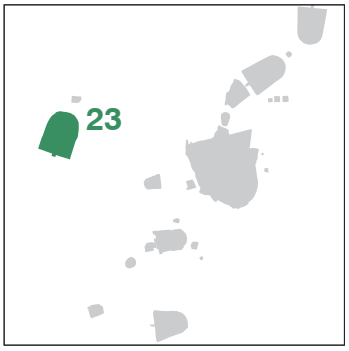

古市エリア西縁部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止している。

中世に山城として転用され墳丘形状に若干の改変が加えられたこともあった。かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、1997年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えているが、護岸工事を実施したことにより、濠水が構成資産に負の影響を与えることはない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

なお、構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な事務所や柵、濠の管理に関わる樋門・余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 24 鉢塚古墳

仲哀天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳であり、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。埋没した濠の一部は、1965年頃住宅が建設され、1970年に建設した藤井寺市立西幼稚園が存在するが、

濠は地下に埋没保存されており、墳丘の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 25 允恭天皇陵古墳

古市エリアの北東部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

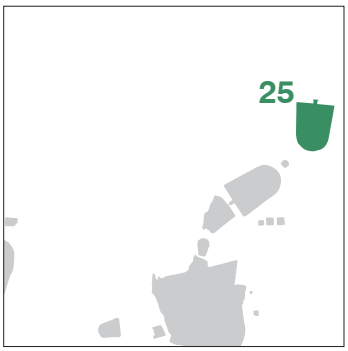

濠は一部に少量の水があるのみで、墳丘への影響はない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 26 仲姫命陵古墳

古市エリアの最高所に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

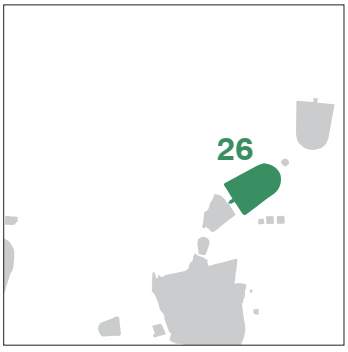

濠は一部に少量の水があるのみで、墳丘への影響はない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 27 鍋塚古墳

仲姫命陵古墳の後円部北東側に位置する方墳で藤井寺市が史跡として管理している。墳丘上の樹木が高木化し、墳丘盛土の流出が認められたため、2012 年に樹木を伐採し、墳丘保護のための盛土を施し張芝等の保護措置を行ったことにより、墳丘の遺存状況は良好である。

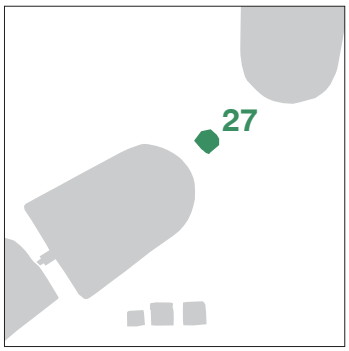

墳丘上の植生については、保護措置による植栽の維持管理に努めており、遺構への影響はない。

なお、構成資産の管理上、柵、標柱や階段を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 28 助太山古墳

仲姫命陵古墳の南側に位置する方墳で、藤井寺市が史跡として管理している。墳頂に埋葬施設の巨石が露出していたほか、墳丘盛土の流出が認められたため、2012 年に樹木の一部を伐採し、墳丘保護のための盛土、張芝の植栽を施した。こうした保護措置により、墳丘の遺存状況は良好である。

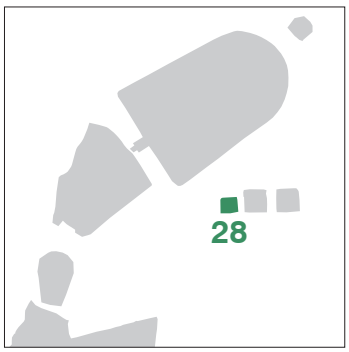

また、墳丘上の植生については、保護措置による植栽の維持管理を実施している。

なお、構成資産の管理上、柵、標柱や階段を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 29 中山塚古墳
構成資産 30 八島塚古墳

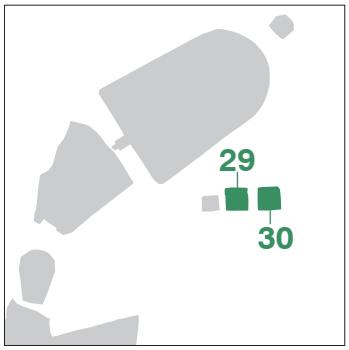

2 基とも仲姫命陵古墳の南側に位置する方墳であり、宮内庁が陵墓として管理している。立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

それぞれの墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

なお、構成資産の管理上、柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 31 古室山古墳

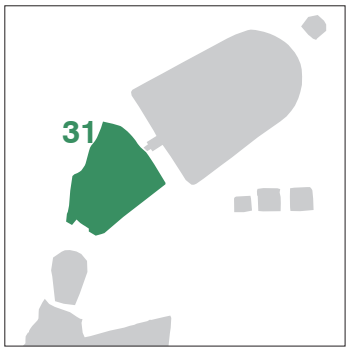

仲姫命陵古墳の南側に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。墳丘の一部は 1965 年頃の住宅建設等によりが改変されているものの、ほぼ完存し、濠も地下に埋没保存されていることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木は、1970 年頃に植栽されたサクラやウメのほか、果樹園として利用されていたためカキも残っている。第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギによる遺構への影響がみられるため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

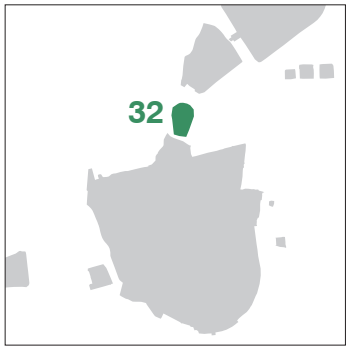

構成資産 32 大鳥塚古墳

応神天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳で、藤井寺市が史跡とし

て管理している。墳丘は、後円部に第二次世界大戦時に高射砲を設置した痕跡と考えられる穴や航空機を隠したとされる掘り込みが認められるもののほぼ完存し、濠も地下に埋没保存されていることから、墳丘の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木は、第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギの成長が下草の生育を妨げており、墳丘盛土の流出等遺構への影響がみられるため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 33 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳

古市エリアの中央に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として墳丘・内濠・内堤を管理している。参拝の場である参道・拝所以外の立ち入りを禁止しているため、墳丘等は人為的な影響を受けることはなく、墳丘及び内堀等の遺存状態は良好である。

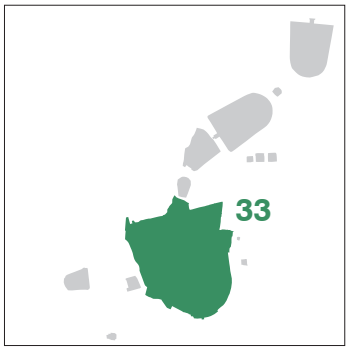

また、外濠･外堤の一部は、羽曳野市と民間所有者が史跡として管理し、一部は果樹園等に利用されているが、発掘調査により埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されていることから、外濠・外堤の遺存状況は良好である。

内濠は水を湛えているが、現在のところ墳丘への影響はない。墳丘西側の濠では堆積物による陸化が進んでいるが、遺構への影響はない。

また、応神天皇陵古墳の墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や内堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

外濠外堤上には修景のための花卉・サクラや果樹園のイチジクがあるが、維持管理や農作業に要する掘削深度は浅く、遺構への影響はない。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のための必要な事務所や柵、来訪者への古墳の情報提供を行う説明板等が設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

応神天皇陵古墳の範囲内にある円墳の誉田丸山古墳、前方後円墳の二ツ塚古墳についても、墳丘上の樹木の状態を巡回して把握しており、枯損木は伐採している。墳丘への立ち入りを禁止し、厳重な管理を行っているため、保存状況は良好である。

構成資産 34 東馬塚古墳
構成資産 35 栗塚古墳
構成資産 40 向墓山古墳
構成資産 41 西馬塚古墳

４基ともに、応神天皇陵古墳の東側及び南側に位置する方墳で、宮内庁が陵墓として管理している。立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘の遺存状況は良好である。

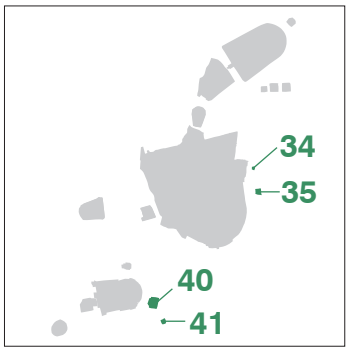

なお、それぞれの墳丘上の樹木の遺構への影響が予想されるが、巡回により、枯損木や隣接する民家へ影響を与える危険木は伐採し、構成資産への負の影響を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

なお、構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 36 東山古墳

応神天皇陵古墳の西側に所在する方墳であり、民間所有者が史跡として管理している。発掘調査により円筒埴輪列も確認されたことから、墳丘の保存状況は良好であり、濠も地下に埋没保存されている。

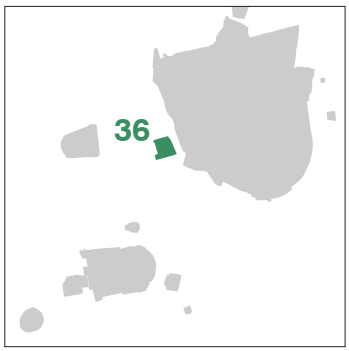

墳丘上に高木が生え、倒木による構成資産への影響が予想されが、巡回により枯損木の把握を行い、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。。

構成資産 37 はざみ山古墳

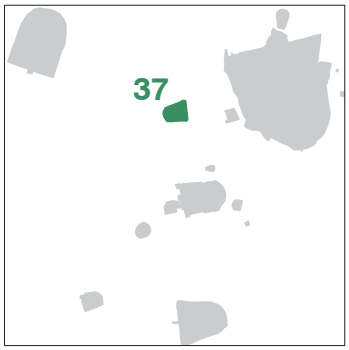

古市エリア中央部に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。墳丘は土取りにより一部が改変されているもののほぼ完存しており、また、濠の一部は江戸時代の水田開発により埋め立てられているが、遺構は地下に埋没保存されていることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木は、第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギの成長が下草の生育を妨げており、墳丘盛土の流出し、遺構への影響がみられる。そのため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

濠は後円部側一部を除いて水を湛えており、墳丘裾部の浸食が認められる。そのため、布団かご設置による対策を検討している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 38 墓山古墳

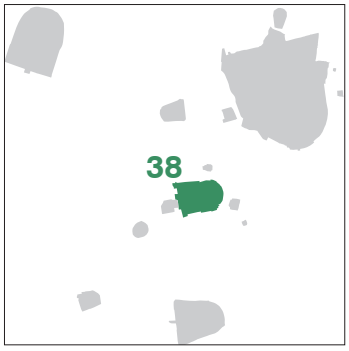

古市エリアの中央部に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓及び史跡として管理している。墳丘への立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

また、濠・堤は羽曳野市・藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。濠の一部は 1967 年に墓地造成によって埋め立てられているが、遺構は地下に埋没保存されており、濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えており、墳丘裾部の浸食が認められる。濠の一部は堆積物による陸化が進んでいるが、遺構への影響はない。

墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改

修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 39 野中古墳

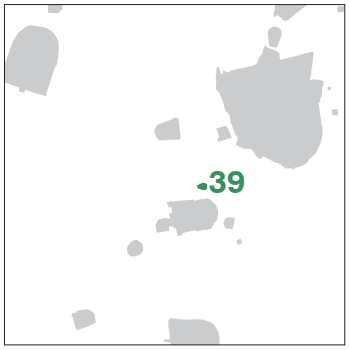

墓山古墳の北側に位置する方墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。古墳周辺の宅地化（1930 年頃）のために墳丘の土が一部使われたことにより改変されているが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。1964 年の発掘調査により多量の甲冑、鉄製武器等が出土し、その後の発掘調査では濠の存在が確認され、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の植生は、全体が草地となり、一部に樹木がある状態である。適宜草刈を実施し、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 42 浄元寺山古墳

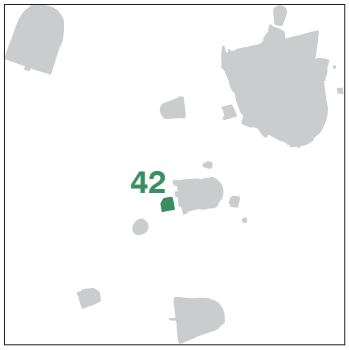

墓山古墳の西側に位置する方墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。江戸時代から利用されている道路によって墳丘の一部が改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって葺石等の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行ない、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報伝達する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 43 青山古墳

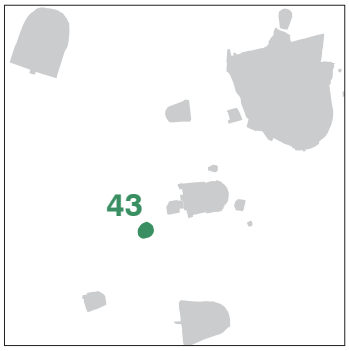

墓山古墳の西側に位置し、周囲に濠をめぐらせる円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。濠水による墳丘への影響は認められず、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。濠には水が湛えられ、濠水には水利権が設定されているが、現在は灌漑用水としての使用はされていない。

墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上周囲に柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産 44 峯ヶ塚古墳

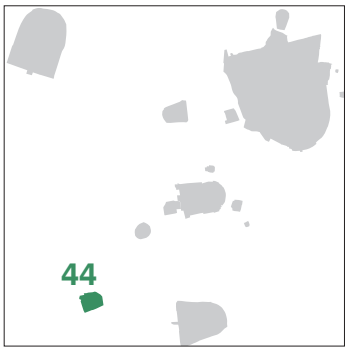

古市エリアの南西側、峰塚公園内に位置する前方後円墳で、羽曳野市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の一部浸食が認められるが、墳丘及び濠の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によって埋葬施設や埋没した濠の存在が確認されている。

墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。。

なお、構成資産の管理上、水門や周囲に柵を設置しているほか、史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている

構成資産 45 白鳥陵古墳

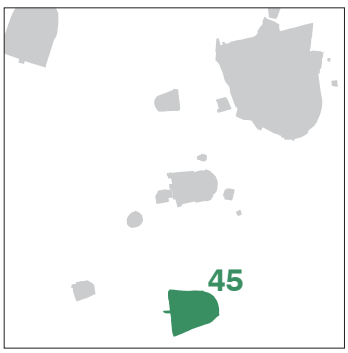

古市エリアの南部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外の立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることは無い。かつて墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2002 ～ 2003 年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えているが、護岸工事を実施したことにより、濠水が構成資産に負の影響を与えることはない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所や柵、濠の管理に関わる樋門・余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

4.b 資産に与える影響の要因

現在、各構成資産は良好な状態で保全されているが、今後資産に影響を与える可能性があり得る開発、環境変化、自然災害をあらかじめ認識することにより、計画的な対処を図るものである。

（ i ）開発の圧力

第二次世界大戦以降、戦後復興に伴う都市への人口集中に伴う、宅地造成や土砂採取を目的とした開発が頻発し、いくつかの古墳が消失した。しかし、市民による古墳の保護運動の盛り上がりや国による文化財を保護する法整備（1950 年・文化財保護法施行）により、開発からの古墳の保護は着実に進められてきた。

現在、文化財保護法の下、史跡に指定された構成資産は、所有者によって適切に保存管理が行われており、現状を変更する行為は厳しく制限されている。

また、史跡に指定されていない構成資産は、陵墓として国が直接管理を行っており､同じく現状を変更する行為は厳しく制限されている。従って資産において開発が行われる余地はない。

緩衝地帯範囲において、現時点では大規模な開発は予定されていない。資産の周辺景観に影響を与える要因として想定される公共施設、商業施設、住宅等の更新については、都市計画法、景観法等に基づき建築物の高さ、形態意匠等を制限し、負の影響が生じないように適切に管理している。また、資産が都市部に存在することから、都市基盤の整備も資産に影響を与える要因として考えられるが、大規模な新設事業はすでに終了しており、今後行われる可能性のある小規模な下水道、道路等の整備が資産に負の影響を与えないように適切に制御を行う。

（ ii ）環境の圧力

現時点で、資産に負の影響を与えるような環境の変化は確認されていないが、気候変動、樹木、鳥獣等による影響は想定される。このため、

資産の定期的な観察の実施により、早い段階で資産の顕著な普遍的価値への影響の可能性を把握するとともに、負の影響を回避し、適切な対策をとることとしている。

a) 気候変動

近年では地球温暖化による異常気象が引き起こす短時間大雨が局所的に頻発しており、河川の氾濫等による墳丘や地下遺構等への影響の可能性がある。

b) 樹木

構成資産の墳丘は樹木に覆われており、気候変動等による樹木の異常繁茂が、下草の成長を妨げ、墳丘の露出を招くことになる。このことにより、風雨による墳丘の流出が予想され、地下の遺構に影響を与える可能性がある。

c) 鳥獣

古墳には緑豊かな環境が形成されており、タヌキ、カラス、サギ、カモ等の生息が確認されるものもある。特にタヌキの営巣は墳丘の損壊を招く可能性があるほか、鳥類の糞害は、樹木の白化や立ち枯れを誘引し、倒木による地下遺構へ影響を及ぼす可能性がある。

（iii）自然災害と危機管理

資産に影響を与える自然災害としては、風水害、地震、火災などが想定される。自然災害への対策として、各自治体が地域防災計画を策定し、市民の防災意識の啓発や災害発生時の具体的な応急対策などを示している。

a) 風水害

台風により引き起こされる倒木により地下遺構への影響が想定される。また、豪雨により引き起こされる墳丘崩壊が発生したり、周濠の急激な水位変化が墳丘裾の浸食に影響を与える可能性もある。台風通過後や豪雨時には追加的に構成資産の巡回、点検を行い、異常が認められる場合には適切な応急処置を行い、被害拡大の防止に努める。

b) 地震

将来的に本地域において巨大地震が発生した場合、墳丘崩壊の可能性がある[2]。地震発生後には構成資産の巡回・点検を行い、墳丘崩壊等異

2. 地震考古学的研究によって、これまでに生じた墳丘の崩壊には、後世の人為的な改変作業だけでなく、巨大地震の発生に起因するものが含まれる可能性が高いことが指摘されている。古市エリアが所在する地域には南北に縦断する誉田断層が発達しており、段丘面が変異を受けている。断層上に築造された応神天皇陵古墳の墳丘北西端が、この断層上で大きく崩壊している。この地域で大きな被害をもたらした地震として、1510 年の摂津・河内地震が知られており、応神天皇陵古墳の墳丘にも大きな影響を及ぼしたものと考えられている。（寒川旭「考古学の研究対象に認められる地震の痕跡」『古代学研究 116』1988.3）

常が認められた場合は、適切な応急措置を行い、被害拡大及び二次的災害の防止に努める。

c) 火災

構成資産は土製構造物であるが、ほとんどの場合墳丘上には樹木が生育している。いずれの古墳でも枯損木は管理されており、自然発火の可能性はほぼないが、構成資産の中には民家と接しているものもあり、民家で火災が発生した場合、墳丘上の樹木に延焼する恐れもある。

（iv）世界遺産地域への責任ある来訪

資産の顕著な普遍的価値の理解と普及啓発を深めるためには、来訪者への積極的な広報と情報発信が重要である。

しかしその一方で、世界遺産登録を契機として構成資産及びその周辺地域への来訪者が急増した場合、通行等による遺構の損傷、あるいは過剰な入り込みによる周辺住民の生活への悪影響や、ゴミの投棄、落書き被害の増加など、資産及び周辺環境に悪影響を及ぼす可能性も考えられる。また、来訪者への情報提供や受け入れ態勢の整備が不十分な場合には、資産の価値を伝達することができず、満足のいく体験を提供できない恐れがある。

資産は、大都市近郊に位置しており、近隣には公園や寺社等、年間数十万人が訪れる場所もあるものの、現時点において、古墳の見学を目的として百舌鳥・古市エリアへ訪れる者は少ない。しかしながら、世界遺産登録後は、古墳への来訪者が増加することが予想され、その対処の検討が必要となることから、基礎データとして各構成資産への来訪者数の把握を進めている。

具体的な来訪者対策については、各自治体がともに策定した「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」（2015 年）に基づき、百舌鳥と古市の 2 つのエリアに共通する方針のもと、一体的なものとして取り組んでいるところである。

このビジョンに基づき、来訪者の安全な周遊と地域住民の住環境を保全するためのモデルコースの設定、構成資産紹介の解説板や周遊のための道標、誘導サイン等の整備、便益施設や情報提供の充実化等により、責任ある来訪を促すための整備を進めている。

特にいくつかの墳丘に登ることが許容されている構成資産については、来訪者の急激な増加によって墳丘上の土砂が流出し、遺構へ負の影響を及ぼすことがないように対策するとともに、景観に配慮した園路や階段の設置を検討することとしている。

（v）資産と緩衝地帯の居住者人口

資産内人口　　：　　6 人
緩衝地帯内人口　：83,291 人
合計　　：83,297 人
調査年度　　：　2016 年

表 4-1　資産と緩衝地帯の居住人口

		資産	緩衝地帯		合計
百舌鳥	堺市	0		51,665	51,665
古市	羽曳野市	0		10,316	31,632
	藤井寺市	6	津堂城山古墳周辺	2,717	
			その他	18,593	
合計		6		83,291	83,297

（単位：人）